

## 【個人信用情報機関の利用・登録等に関する同意事項】

### 第1条(個人信用情報機関の利用等)

1. 当座勘定取引の申込人（以下「申込人」という。）は、株式会社福井銀行（以下「銀行」という。）が加盟する個人信用情報機関（個人の支払能力に関する情報の収集および会員に対する当該情報の提供を業とする者）および同機関と提携する個人信用情報機関に照会し、申込人の個人情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される不渡情報、貸金業協会から登録を依頼された情報、破産等の官報情報等を含む。）が登録されている場合には、銀行がそれと与信取引上の判断（返済能力または転居先の調査をいう。ただし、銀行法施行規則等により、返済能力に関する情報については返済能力の調査目的に限る。以下同じ）のために利用することに同意します。登録情報、登録期間等は後記（a）に記載。
2. 申込人は、銀行が加盟する個人信用情報機関および同機関と提携する個人信用情報機関に登録されている申込人の個人情報に係る開示請求または当該情報に誤りがある場合の訂正・削除等の申立を、同機関が定める手続および方法によって行うことができます。

### 第2条(個人信用情報機関への登録等)

1. 申込人は、後記（a）の個人情報（その履歴を含む。）が銀行が加盟する個人信用情報機関に登録され、同機関および同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断のために利用されることに同意します。
2. 申込人は、前項の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人信用情報機関およびその加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。（個人信用情報機関が相互に提供または利用することはありません。）
3. 第1条および本条前二項に規定する個人信用情報機関は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、個人信用情報機関に登録されている情報の開示は、下表の各機関で行います。（銀行ではできません。）

	個人信用情報機関名	連絡先・ホームページアドレス等
A	全国銀行個人信用情報センター（KSC）	〒100-8216 東京都千代田区丸の内 1-3-1 銀行会館 <a href="http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html">http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html</a> TEL 03-3214-5020 ※主に金融機関とその関係会社を会員とする個人信用情報機関
B	株式会社 シー・アイ・シー（CIC）	〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウエスト 15階 <a href="http://www.cic.co.jp">http://www.cic.co.jp</a> TEL 0120-810-414 ※主に割賦販売等のクレジット事業を営む企業を会員とする個人信用情報機関
C	株式会社 日本信用情報機構（JICC）	〒101-0046 東京都千代田区神田多町 2-1 <a href="http://www.jicc.co.jp/">http://www.jicc.co.jp/</a> TEL 0120-441-481 ※主に貸金業、クレジット事業、リース事業、保証事業、金融機関事業等の与信事業を営む企業を会員とする個人信用情報機関

- ① 銀行が加盟する個人信用情報機関は上記Aです。
- ② 銀行が加盟する個人信用情報機関Aは、上記BおよびCと提携しています。
- ③ 相互に提携する個人信用情報機関の加盟会員が利用する情報は、延滞・代位弁済などの情報です。

(a) 個人信用情報機関への登録情報および登録期間

銀行が加盟する個人信用情報機関に登録される情報は、氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、契約の種類、契約日、契約額（保証委託金額）、残高、支払方法、支払状況等です。

登録情報	登録期間
	全国銀行個人信用情報センター（KSC）
氏名、生年月日、住所（本人への郵便不着の有無等を含む。）、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
借入金額、借入日、最終返済日等の本契約の内容およびその返済状況（延滞、代位弁済、強制回収手続、解約、完済等の事実を含む。）	本契約期間中および本契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間
銀行が加盟する個人信用情報機関を利用した日および本契約またはその申込みの内容等	当該利用日から1年を超えない期間
不渡情報	第1回目不渡は不渡発生日から6ヶ月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間
官報情報	破産手続開始決定等を受けた日から10年を超えない期間
登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間

以上